

三重県議会個人情報保護条例（仮称）骨子案について

1 目的

- ・ 議会における個人情報の取扱いに関し必要な事項を定める（とともに、）
 - ・ 議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を求める個人の権利を明らかにする
（ことにより）
- 議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること

2 概要

● 第1章 総則

- ・ 条例の目的、定義、議会の責務について規定
- ・ 定義する用語：「個人情報」、「個人識別符号」、「保有個人情報」、「個人関連情報」等

※1 新たな個人情報保護法（以下「法」という。）では、「個人情報」の範囲は、「生存する個人に関する情報」とされ、「死者に関する情報」は除かれている。

※2 事務局で保有する個人に関する情報のうち、具体的な「保有個人情報」の範囲の再確認

※3 現行条例で規定されていた「県民の責務」は、法では規定されていない。

● 第2章 個人情報等の取扱い

- ・ 議会における個人情報の保有の制限、利用目的の明示、従事者の義務、利用及び提供の制限等について規定

※ 現行条例で規定されていた個人情報の収集の制限は、法では個人情報の保有の制限となったが、全体として現行条例と同様の個人情報保護に関する水準を確保

● 第3章 個人情報ファイル

- ・ 議会が保有している特定の個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成した個人情報ファイルの内容を記載した帳簿のうち、一定の内容、規模等を有するものを個人情報ファイル簿として作成・公表すること等について規定

※4 「議長が定める数」は、法では「政令で定める数(1,000件)」と規定

● 第4章 開示、訂正及び利用停止等

- ・ 現行の条例でも規定されている自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止等の権利、手続等について規定

※ 法で規定する自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止等の制度は、現行条例の水準を確保

○ 第1節 開示

- ・ 議会が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利、開示請求の手続、開示請求に対する措置、開示決定等の期限等について規定

※5 開示決定等を行う期限は、現行条例では申請書到達から起算して15日以内と、法では申請書到達から30日以内と規定

※6 開示請求に係る手数料を現行条例と同様に無料とするとともに、写しの交付等について従量制とすることを規定

○ 第2節 訂正

- ・ 議会が保有する個人情報の内容が真実でないと思料する者からの訂正を請求する権利、訂正請求の手続、訂正請求に対する措置、訂正決定等の期限等について規定

○ 第3節 利用停止等

- ・ 議会が保有する個人情報について、この条例の規定に違反して保有、提供等されている場合に、利用の停止、消去等を請求する権利、利用停止等請求の手続、利用停止等請求に対する措置、利用停止等決定等の期限等について規定

○ 第4節 審査請求

- ・ 開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又はこれらの決定に係る請求への不作為に係る審査請求等の手続について規定

● 第5章 雑則

- ・ 未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者への情報提供、苦情処理、施行状況の公表等について規定

※7 審査会が専門的な知見に基づき意見を述べる権能を条例で規定することができる旨を追加

● 第6章 罰則

- ・ 職員、委託事務に従事する者又は派遣労働者(これらの者であった者を含む。)が、正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合、これらの者が不正な利益を図る目的で提供又は盗用した場合等の罰則を規定

● 附則

- ・ 施行期日、条例施行前に議会に対して行われた開示請求等を新条例の規定による開示請求等とみなす等の経過措置、刑法改正に伴う刑罰名の改正等について規定

3 今後の予定

9月2日(金) 代表者会議：別紙の論点についての整理結果報告及び原案(案)提示

10月上旬 代表者会議：原案決定

10月～11月(1か月間) パブリックコメント

11月 代表者会議：パブコメ結果報告、修正案決定

11月～1月(2か月間) 検察協議

1月 代表者会議：条例案確定

2月 議会上程

議会個人情報保護条例原案作成に向けての論点と整理の方向

1 「個人情報」の範囲は、「生存する個人に関する情報」とし、「死者に関する情報」は除かれること

… 「個人情報」の範囲から「死者に関する情報」が除かれる場合であっても、当該死者の情報を誰でも閲覧できることはなく、死者に関する情報が一切保護されなくなるわけではない。

県情報公開条例に基づく公文書の開示請求がなされた場合、同条例の非開示情報として規定されている「個人に関する情報」には「死者に関する情報」が含まれていることから、新たな個人情報保護法の施行後も、引き続き、死者に関する情報は非開示となる。

ただし、個人情報保護法に基づき遺族等が個人情報の開示請求を行う場合、当該遺族等に関する個人情報が死者に関する情報に含まれているときは、当該遺族に関する部分に限り死者に関する情報を開示することとなる。

このような考え方に加え、執行部に適用される個人情報保護法との整合も踏まえ、条例原案においては全議条例例と同様の規定とする方向で検討する。

2 事務局で保有する個人に関する情報のうち、具体的な「保有個人情報」の範囲を再確認すること

… 現行条例においても「保有個人情報」の定義があり、規定自体に変更はないものの、新たに「個人情報ファイル簿」を作成・公表する義務が発生することを踏まえ、具体的に保有個人情報に該当するものについて事務局内で再確認を行う。

(現在の保有個人情報の主なもの：請願・陳情・要望書類、事務局職員の人事関係書類、政務活動費添付書類 等)

3 現行条例の「県民の責務」規定は、個人情報保護法では規定されていないこと

… 現行条例の「県民の責務」規定は、宣言的な内容の努力規定であるが、個人情報保護法では具体的な濫用請求の禁止を定める規定等も含めて、「法の一般原則」として整理されていることから、同法では規定されていない。

執行部においては、特に「県民の責務」を規定しないことについて検討中。

このような考え方を踏まえ、条例原案では現行条例と同様の「県民の責務」規定は置かない方向で検討する。

4 「議長が定める数」について、個人情報保護法では「政令で定める数」と規定されていること

… 個人情報保護法及びその委任を受けた政令においては、本人の数が「1,000 件」に満たない個人情報ファイルについて、その内容を個人情報ファイル簿として作成・公表する必要はないこととなっている。

条例原案において、全議条例例の記載に合わせて「議長が定める数」とすることを想定しているが、具体的な数値については執行部や他団体の状況を踏まえ、検討を行う。

5 開示決定等を行う期限が現行条例と個人情報保護法とで差異があること

- … 自己情報の開示請求に対する決定期限は、現行条例では開示請求書が事務局に到達した日から起算して(同日を1日目として)15日以内と、個人情報保護法では開示請求書が事務所に到達した日(の翌日を1日目として)から30日以内と規定されている。

執行部では、現行条例を踏まえつつ、開示請求書の到達日の翌日を起算日として14日以内とすることについて検討中。

議会としても、執行部の検討内容と同様の規定とする方向で検討する。

6 開示請求に係る手数料を無料とし、写しの交付等について従量制とすること

- … 現行条例では、開示請求に係る手数料は不要である一方、実費負担として写しの交付等に要する費用の支払を求める規定となっている。

個人情報保護法では、国の行政機関への請求には政令で定める額の手数料の納付を義務とし、地方公共団体に対する請求には条例で手数料の額を定めることと規定しつつ、無料と規定することも差し支えないとされている。

執行部においては、現行条例と同様の規定とすることについて検討中。

議会としては、これらの状況を踏まえ、執行部と同様の費用負担の規定を置く方向で検討する。

7 執行部に置かれている審査会に、議会で行う施策について専門的な知見に基づき意見を述べる権能を、本条例において追加すること

- … 個人情報保護法において当該規定が設けられた理由としては、執行部において地域独自の個人情報保護に関する施策を行うに当たり、専門的な知見に基づき有識者等の意見を求めるためとされている。

議会においては、原則として個人情報保護法の適用を受けないことから、条例に当該規定を置くことにより審査会に意見を述べる権能を加えることができる。

実際に審査会を活用するかどうかは議会の裁量であり、活用できる選択肢を持っておくという意味で、条例原案に当該規定を置く方向で検討する。